

箕面市立多文化交流センター利用料金の減額又は免除に関する要綱

2013年（平成25年） 3月29日 要綱第 8号
改正2019年（令和元年）10月 9日 要綱第 3号
改正2020年（令和 2年） 1月21日 要綱第 5号

（趣旨）

第1条 この要綱は、箕面市立多文化交流センター条例（平成24年箕面市条例第33号。以下「条例」という。）第14条第5項及び箕面市立多文化交流センター条例施行規則（平成25年箕面市規則第8号。以下「規則」という。）第13条の規定に基づき、利用料金の減額又は免除（以下「減免」という。）に関し必要な事項を定めるものとする。

（減免の範囲等）

第2条 利用料金の減免の対象となる範囲及び減免の割合は、別表のとおりとする。

（減免の申請手続き）

第3条 利用料金の減免を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、「減免適用団体認定申請書（多文化交流センター管理用）」（様式第1号）に以下の書類を添えて指定管理者に提出しなければならない。

（1）規約・会則・定款等

（2）前年度の決算書等活動内容がわかる書類

2 指定管理者は、前項の書類を受領したときは、箕面市立多文化交流センター利用料金減免適用団体審査委員会（以下「審査委員会」という。）に対し、減免団体適用の可否について審査を依頼するものとする。

（審査結果）

第4条 指定管理者は、審査委員会の審査結果に基づき、所定の事務手続きを経た後、「減免適用団体認定審査結果通知書（多文化交流センター管理用）」（様式第2号）により申請者にその結果を通知するものとする。

（認定期間）

第5条 減免の適用期間は、毎年度末日までとし、次年度も継続して適用を受けようとする場合は、適用年度内で指定管理者が指定する期間内に第3条第1項の減免申請手続きを行うものとする。

（減免団体の公表）

第6条 指定管理者は、規則第13条第2項の規定に基づき、団体名称等を公表するものとする。

（その他）

第7条 この要綱に定めるもののほか、箕面市立多文化交流センター利用料金の減免に関し必要な事項は、理事長が別に定める。

附 則

- 1 この要綱は、2019年（令和元年）10月10日から施行する。
- 2 この要綱は、2020年（令和2年）2月1日から施行する。